

管理業者管理者方式の仕組みと運用 ～管理組合、区分所有者はどのような対応が必要か～

及び管理組合相互の情報交流会

マンションの建物と区分所有者・居住者の「2つの老い」が進む中で管理組合役員の担い手不足が問題になっています。解決策の一つとしてマンション管理業者を管理者(理事長)等として選任する「管理業者管理者方式」の導入を検討する組合もあります。

この方策がマンションの管理組合や区分所有者にどのような影響があるのかのポイントを説明し、どのように対応が求められるのかを考えましょう

※管理組合の方に限らずどなたでも参加できます。

マンション管理士やこれからマンション管理士を目指す方、その他マンション管理に興味のある方、ぜひ一度お気軽にお越しください。

日 時 2026年5月24日 (日) 14:00～16:00

会 場 ひと・まち交流館京都 (河原町五条下る東側)

3階 第3会議室

講 師 当NPO正会員 マンション管理士・管理業務主任者 山口俊一

参加費 無料 (定員15名 先着順、定員になり次第締めきります)

主 催 NPO法人 京都マンション管理ネットワーク

連絡先 事務局 TEL/FAX 075-275-0514

メール npo@kmkn.jp

ホームページ:「京都マン管ネットワーク」にて検索を

***参加申し込みは、電話、メール又はFAX(裏面用紙)にて
お申し込みください。**

